

令和元年度

第2回外国人技能実習機構評議員会 次第

1. 日 時 令和2年1月22日（水）13：00～14：30

2. 場 所 ベルサール田町 Room5

3. 会議次第

(1) 開 会

(2) 理事挨拶

(3) 新評議員就任ご紹介

(4) 議 事

① 令和元年度事業実績（上半期）について

② 令和2年度の新たな取組について

③ その他

(5) 閉 会

[配布資料]

資料1 座席表

資料2 外国人技能実習機構評議員名簿

資料3 令和元年度事業実績（上半期）について

資料4 令和2年度の新たな取組について

資料5 外国人技能実習機構評議員会運営規程（平成30年2月6日規程第54号）

資料6 外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

資料7 令和元年度第1回外国人技能実習機構評議員会議事要旨

（注）資料3及び資料4については、公表前の資料であり、未だ精査中のものであるため、非公表。

[参考資料]

- 平成29年度・平成30年度外国人技能実習機構業務統計 概要

令和元年度 第2回評議員会
令和2年1月22日(水)13:00~14:30
於 ベルサール田町 会場:Room5

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
随 行 者 席

上 多 野
林 賀 村
評 谷 評
議 議 議
員 長 員
○ ○ ○

石田評議員 ○

○ 佐久間評議員

川野評議員 ○

○ 酒向評議員

奈良評議員 ○

○ 湊元評議員

丸岡技能実習部長 ○

○ 安達監査室長

津川国際部長 ○

○ 鈴木監理団体部長

○ 奥村総務部長

○ 藤 金 川 小 杉
川 原 口 出 澤
監 理 理 理 監
事 事 事 事 事

課 長 席 企画・広報課

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

入 口

外国人技能実習機構評議員名簿

令和2年1月22日現在

【学識経験者】

- 上林 千恵子 法政大学社会学部教授
- 多賀谷 一照 千葉大学名誉教授
- 野村 修也 中央大学法科大学院教授・弁護士

【労働者代表】

- 石田 昭浩 日本労働組合総連合会 副事務局長
- 川野 英樹 J A M 副書記長
- 奈良 統一 全国建設労働組合総連合 書記次長

【使用者代表】

- 佐久間 一浩 全国中小企業団体中央会 事務局次長
- 酒向 里枝 日本経済団体連合会 経済政策本部長
- 湊元 良明 日本商工会議所 産業政策第二部長

※ ○は議長

(五十音順、敬称略)

外国人技能実習機構評議員会運営規程

規程第 5 4 号

平成 3 0 年 2 月 6 日

(設置)

第 1 条 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に、機構の業務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 2 8 年法律第 8 9 号）第 8 7 条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)) の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(組織)

第 2 条 評議員会は、評議員 1 5 人以内をもって組織する。

(評議員の任命)

第 3 条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(構成)

第 4 条 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

(任期)

第 5 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(議長)

第 6 条 評議員会に議長を置き、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから、評議員の互選により選任する。

- 2 議長は、評議員会の会務を総理する。
- 3 議長に事故のあるときは、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから議長があらかじめ指名する評議員が、その職務を代理する。

(招集)

第7条 評議員会の会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、会議を招集するときは、あらかじめ付議事項、日時及び場所を評議員に通知するものとする。

(議事)

第8条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 評議員会の議事は、評議員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 評議員は、議長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、前2項の適用については欠席したものとして取り扱う。

(資料の提出等の要求)

第9条 評議員会は、審議のため必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 評議員又は評議員の職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(情報公開)

第11条 評議員会の資料及び議事要旨については、公開する。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 評議員会に関する事務は、総務部企画・広報課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月6日から施行する。

外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）

（評議員会関係部分抜粋）

第三章 外国人技能実習機構

第四節 評議員会

（設置）

第八十二条 機構に、第八十七条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、第八十七条の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第八十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

（評議員）

第八十四条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

- 2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
- 3 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第八十五条 理事長は、評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

（評議員の秘密保持義務等）

第八十六条 第八十条及び第八十一条の規定は、評議員について準用する。

（業務の範囲）

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 技能実習に関し行う次に掲げる業務
 - イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。
 - ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。
 - ハ 第十八条第一項（第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、

第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

ニ 第二十四条第一項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事実関係の調査を行うこと。

ホ 第二十四条第三項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

ヘ 第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務

三 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務

四 その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

五 前各号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。)に係る手数料を徴収する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(役員解任)

第七十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第八十一条 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
(評議員会関係部分抜粋)

第三章 外国人技能実習機構

第一節 役員等

(理事の任命及び解任の認可申請)

第五十七条 機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
 - イ 法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

第二節 評議員会

(評議員の任命及び解任の認可申請)

第五十九条 機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする評議員が第五十七条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

○外国人技能実習機構定款（抄）

第5章 評議員会

（設置）

第25条 機構に、機構の業務（法第87条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第26条 評議員会は、評議員15人以内をもって組織する。

- 2 評議員会に議長を置き、評議員のうちから、評議員の互選によってこれを定める。
- 3 議長は、評議員会の会務を総理する。
- 4 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておくものとする。

（評議員）

第27条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて任命する。

- 2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
- 3 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第28条 理事長は、評議員が第15条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

【参考】

（役員解任）

第15条 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任するものとする。

- 2 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第12条の規定の例により、その役員を解任することができる。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (3) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
 - (4) 職務上の義務違反があるとき。

令和元年度第 1 回外国人技能実習機構評議員会 議事要旨

- 1 日時 令和元年 6 月 27 日（木）10:00～11:50
- 2 場所 TKP ガーデンシティ品川 1 階 ダリアの間
- 3 出席者 多賀谷評議員（議長）、上林評議員、野村評議員、内田評議員、川野評議員、奈良評議員、湊元評議員、佐久間評議員、酒向評議員

4 議題

- （1）平成 30 年度の事業実績について
- （2）令和元年度の事業計画について
- （3）その他

5 議事概要

（1）事務局から資料について説明が行われた。また、別紙 1 の母国語相談の件数は、公表前の資料であり、未だ精査中のものであるため、会議後回収する旨説明した。

（2）評議員からは、

- ・ 厚生労働省が公表している実習実施者に対する監督指導や送検等の状況と機構の取組との関係が分かるようにした上で、技能実習に関する実地検査の違反件数等を公表すべきではないか。
- ・ 事業者に対する牽制の意味でも、母国語相談の内容について、もう少し詳細な形で公表するとともに、こういった場でその中味がきちんと議論されていることを対外的に示した方が良いのではないか。
- ・ 新制度になって機構が権限をもって実地検査することにより、実習実施者や監理団体の担当者が大きく変わったなどと聞いており、こうした指導監督の精度等を高めていくべきではないか。
- ・ 実習実施者が技能実習生の賃上げを行おうとしても、監理団体が、実習実施者に対し、賃上げの抑制を指導していると聞いている。こうしたことは、法定賃金の支払いがなされているため実態としてなかなか出てこないかと思うが、こうした場合どのような対応を行うことができるのか。
- ・ 建設業の場合は実習先が絶えず移動するところ、実習先、すなわち現場単位での実地検査や指導は行われているのか。
- ・ 労働基準監督署との情報共有や合同検査について、年間検査計画の中の位置付け等、現段階で検討されていることがあるのか。
- ・ 人権侵害や命に係わる事案については、即時に関係機関等と連携を取って対応すべきである。そうした対応を取ることができるように、実地検査の人員補充を目的とした令和元年度事業計画の補強や主務省庁への要請を行うべきである。

- ・ 申請内容を確認することは重要だが、技能実習計画認定申請時の添付書類が多く、手続き面の負荷が高いという企業からの声があるので、審査に差し支えないもので事務的のようなものについては減らしていくことも検討してほしい。
- ・ 監理団体や実習実施者に対して、技能実習法等に関連した法令の周知用リーフレットの配布や研修等がどの程度行われているのか。また、基本的な制度の仕組みを理解してもらうためにも、法令周知のための方策に工夫の余地はないのか。なお、当該リーフレットについて、希望があれば配ることができるようなものを作成し、何らかの形で一刻も早く監理団体等に届ける手法を考えてほしい。
- ・ 社会全体として技能実習生を受け入れるという観点から、地域協議会等を通じた関係機関との連携の他に、ボランティア活動を行っている者等、外国人技能実習生をサポートする者との連携を考えるとできないか。
- ・ 技能実習生の中のネットワークづくりにおいて、情報交換についての考え方を教えていただきたい。なお、機構のホームページに掲載した情報を技能実習生が見てくれるのを待つのではなく、スマートフォンのアプリ等といった形で IT 技術を活用して機構から積極的に情報を提供していく方法を考えるべきである。
- ・ 賄賂のような誘惑もあると思うので、職員の職業倫理の強化もリスク管理に取り入れてほしい。
- ・ 実地検査の際、2人1組で行うのか、事前連絡をどのように行っているのか、また、1日あたりの件数はどの程度か。
- ・ 送出機関の選定について、監理団体が送出機関の良し悪しをどのように見極めることができるのか。
- ・ 外国人から特定技能に係る質問が来た場合、どのように対応しているのかを教えてください。
- ・ 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上は大事なことだと思うので、しっかりと資質・能力向上を図ってほしい。

等の意見及び質問があり、これに対し、事務局から説明が行われた。

令和元年 10 月 1 日

平成 29 年度・平成 30 年度外国人技能実習機構業務統計 概要

【業務統計表作成に当たって】

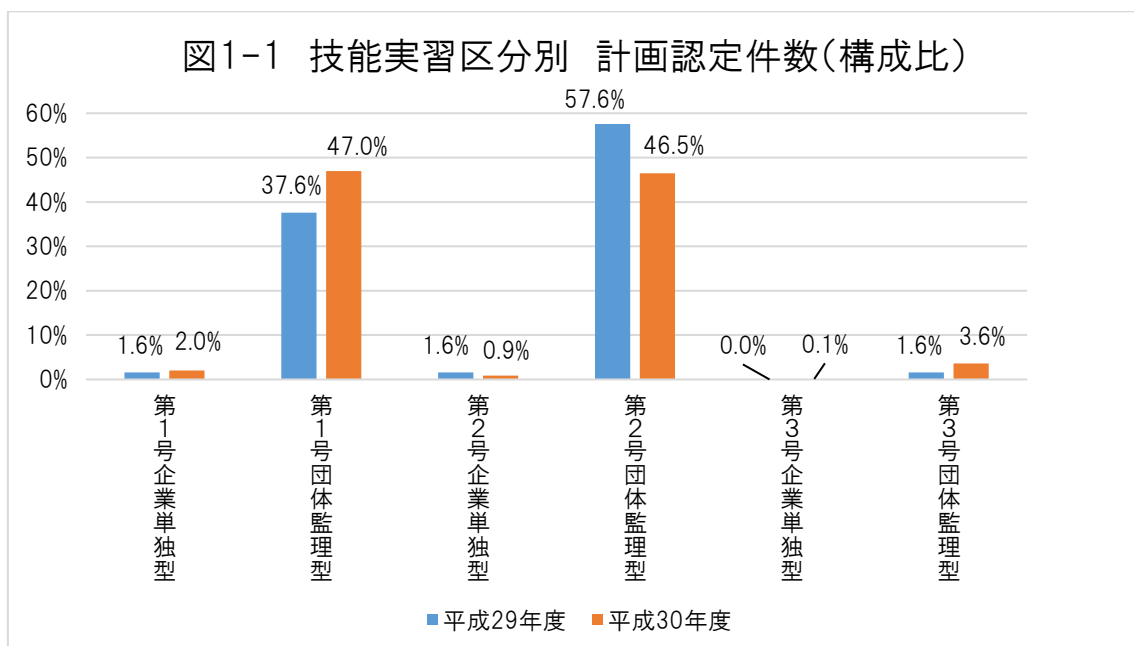
- ・ 本業務統計は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）が施行された日（平成 29 年 11 月 1 日）から平成 31 年 3 月 31 日までの外国人技能実習機構の業務の状況を年度別に集計したものである。
- ・ 本概要においては、平成 30 年度業務統計を中心に記載しているが、適宜、平成 29 年度業務統計についても記載している。なお、平成 29 年度業務統計は 5 か月間の集計であることに留意が必要である。
- ・ （1-1）等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

第 1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数（1-1）【図 1-1】

平成 30 年度に認定を受けた技能実習計画件数は 389,321 件(平成 29 年度：63,627 件。以下、平成 29 年度の数値を（ ）内に記載。)であった。

技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第 1 号団体監理型技能実習で 47.0%（37.6%）、次いで第 2 号団体監理型技能実習で 46.5%（57.6%）となっている。

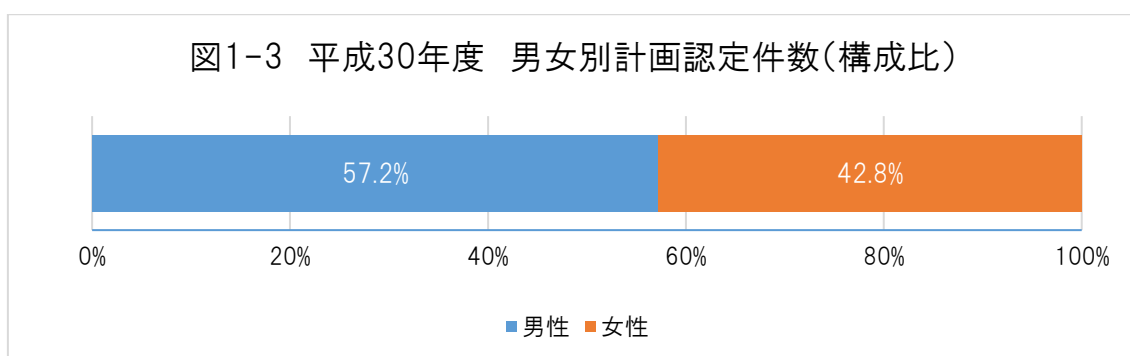
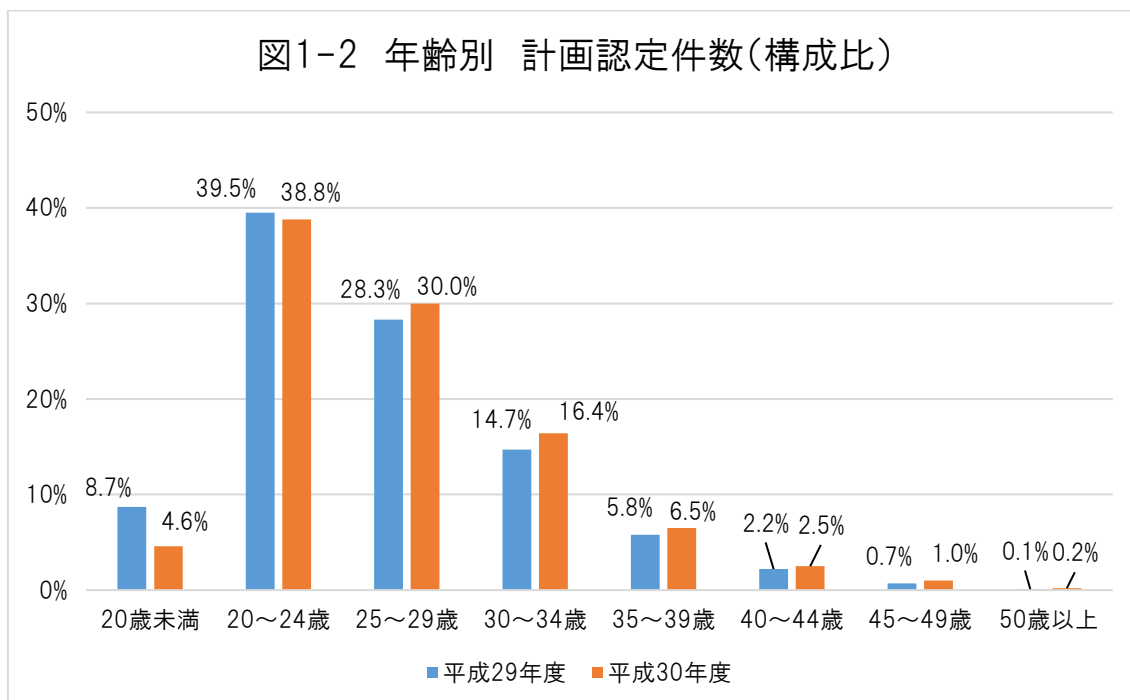


(参考) 令和元年 7 月末までに認定を受けた技能実習計画の総数は 568,845 件である。

2 年齢・男女別技能実習計画認定件数（1-2）【図 1-2】【図 1-3】

技能実習生の年齢別（男女計）に構成をみると、20～24 歳の範囲が最も多く 38.8%（39.5%）、次いで 25～29 歳が 30.0%（28.3%）、30～34 歳が 16.4%（14.7%）となっている。

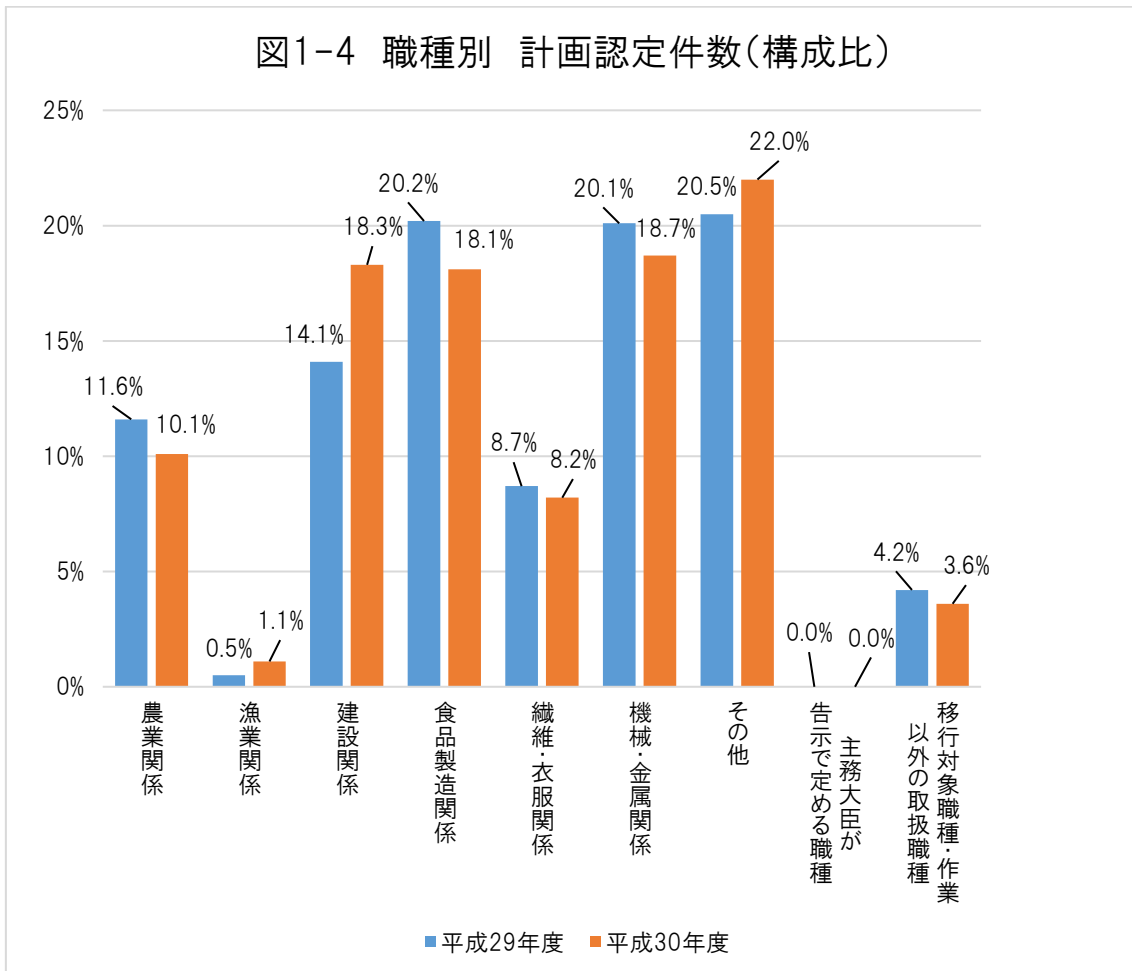
また、男女別では、男性が 57.2%、女性が 42.8%となっている。



3 職種別技能実習計画認定件数（1-4）【図 1-4】

職種別にみると、移行対象職種・作業（第2号技能実習又は第3号技能実習の実施が可能な職種・作業をいう。以下同じ。）別の構成では、職種全体のうち、その他（※1）が最も多く22.0%（20.5%）、次いで機械・金属関係の職種が18.7%（20.1%）、建設関係の職種が18.3%（14.1%）、食品製造関係の職種が18.1%（20.2%）となっている。

また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の3.6%（4.2%）となっている。



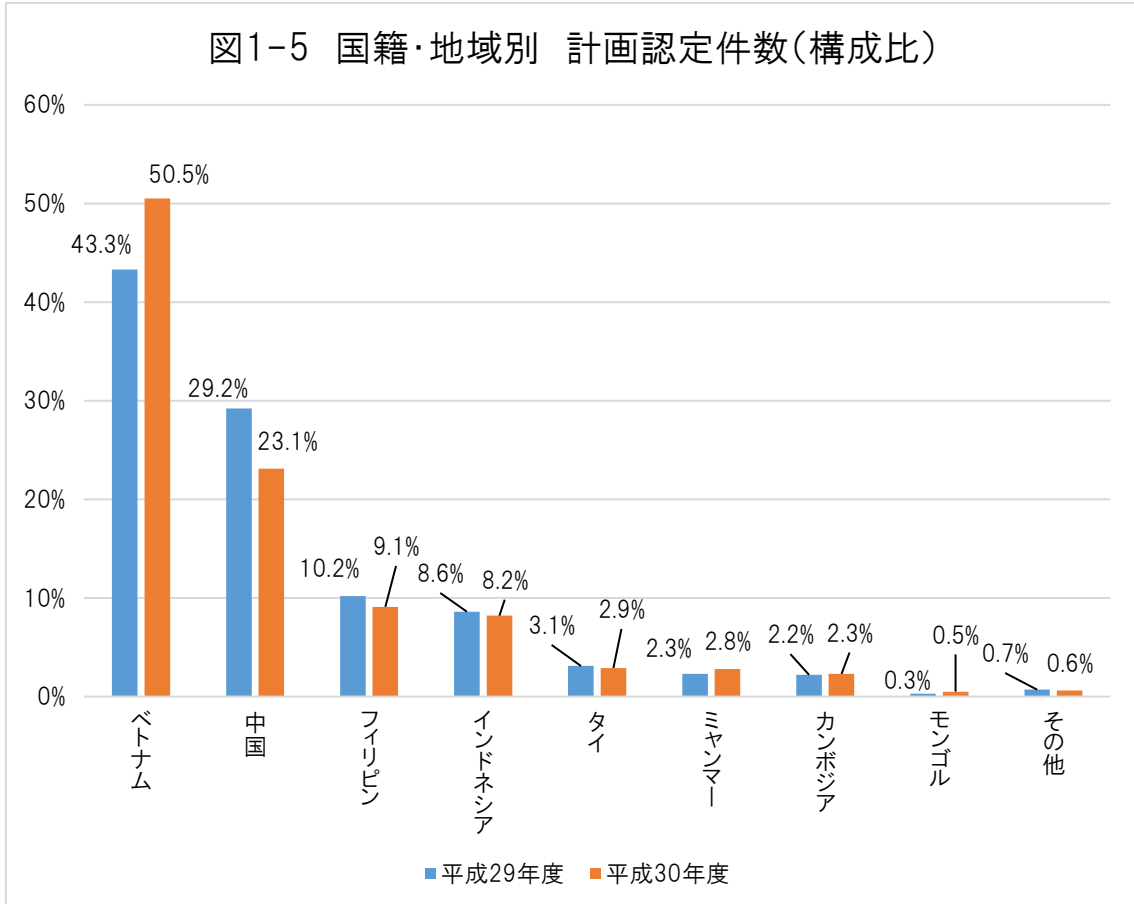
※1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライである。以下同じ。

※2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリングである。以下同じ。

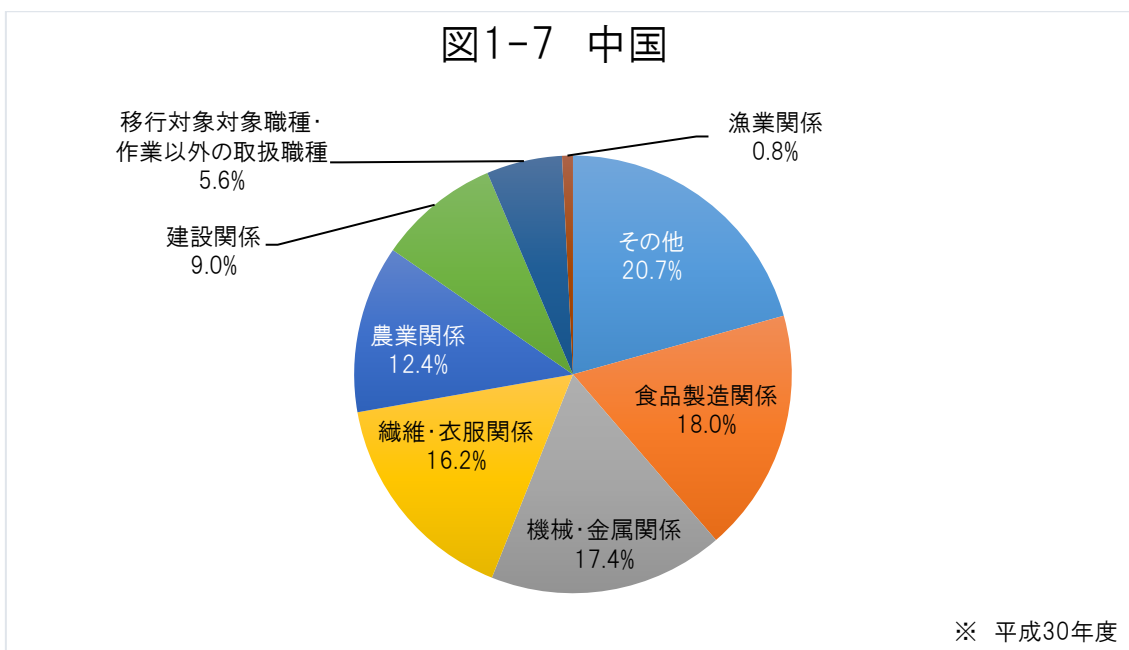
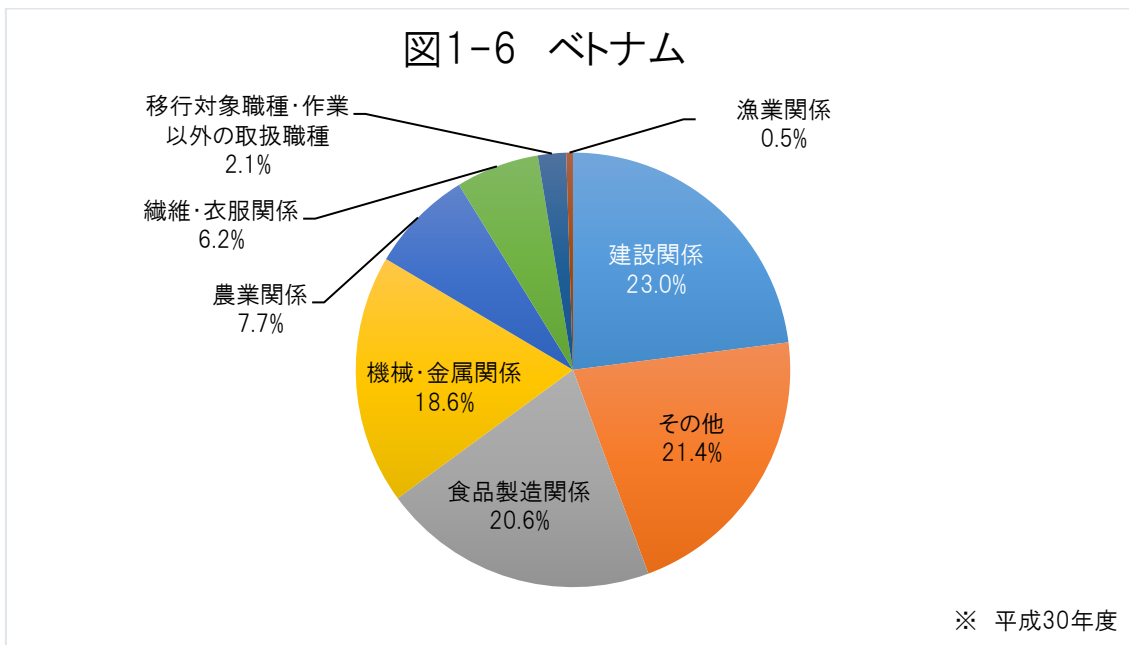
※3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第2号技能実習又は第3号技能実習を実施できない職種である。以下同じ。

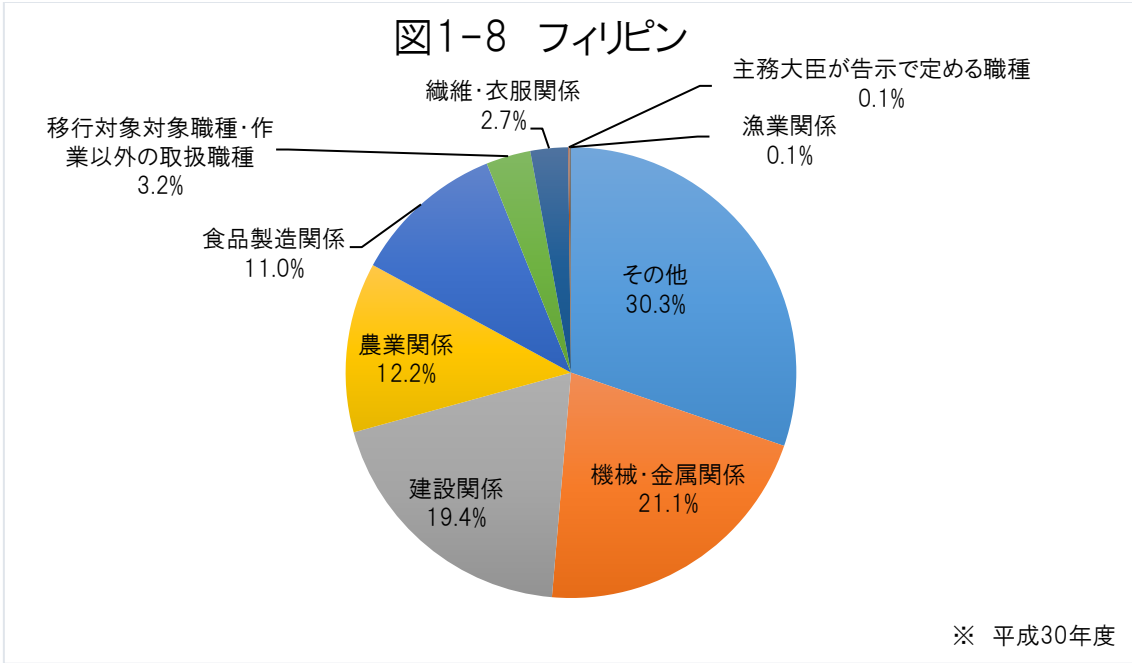
4 国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-5）（1-6）【図 1-5】～【図 1-11】

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが 196,732 件（27,528 件）で 50.5%（43.3%）と全体の約半分を占め、次いで中国の 89,918 件（18,581 件）で 23.1%（29.2%）、フィリピンの 35,515 件（6,503 件）で 9.1%（10.2%）となっている。



技能実習計画認定件数の多い上位3か国について、職種別の構成をみると、以下のような結果となっている。





技能実習計画認定件数の多い上位3職種について、国籍・地域別の構成をみると、以下のような結果となっている。

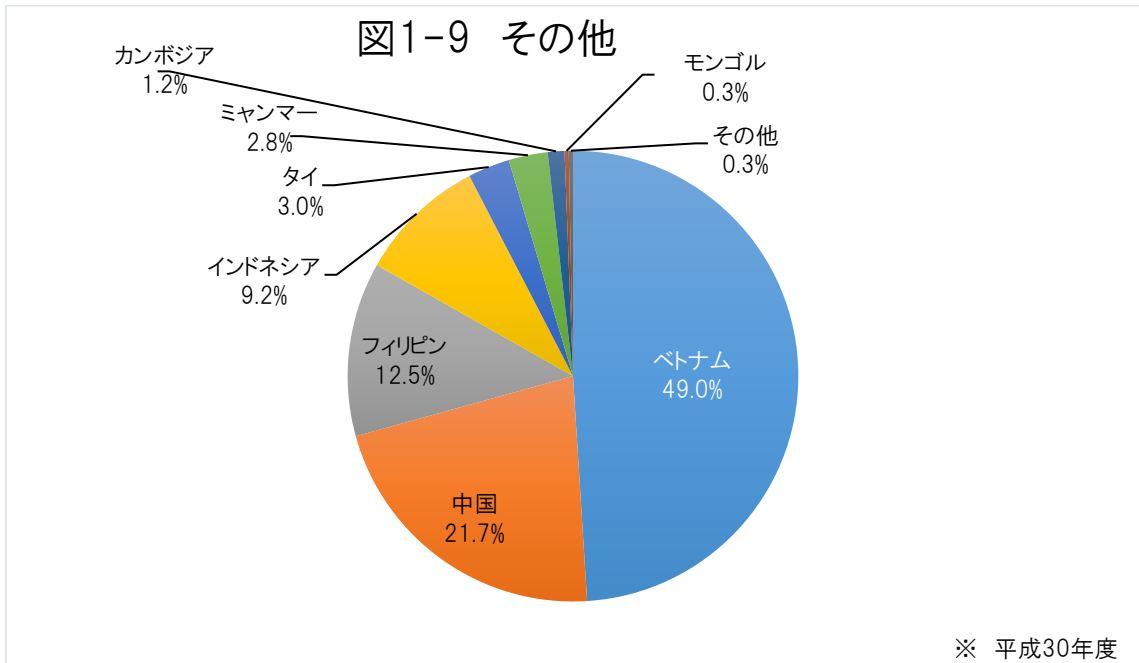
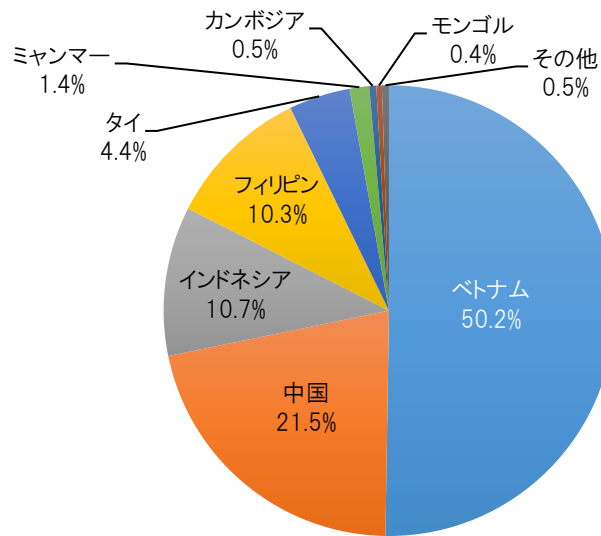
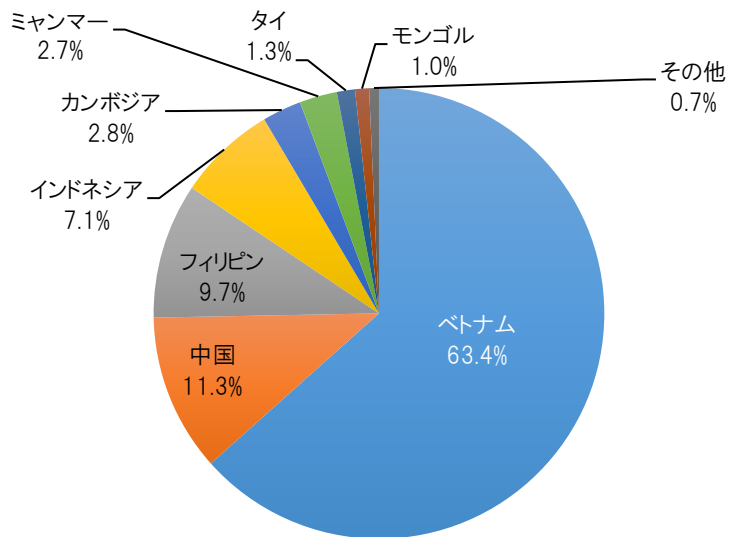


図1-10 機械・金属関係



※ 平成30年度

図1-11 建設関係



※ 平成30年度

5 都道府県別技能実習計画認定件数（1-7）【表 1-1】

認定を受けた技能実習計画を、技能実習が実施されている事業所の所在する都道府県別の構成で見ると、愛知県が最も多く全体の 10.2%を占めている。

※ 技能実習を行わせる事業所が複数の都道府県にまたがる場合は、主な事業所の所在地で集計している。

表 1-1 平成 30 年度 都道府県別計画認定件数（構成比）

| 都道府県 | 構成比 | 都道府県 | 構成比 | 都道府県 | 構成比 |
|------|------|------|-------|------|------|
| 北海道 | 3.7% | 石川県 | 1.6% | 岡山県 | 2.6% |
| 青森県 | 0.6% | 福井県 | 1.3% | 広島県 | 4.5% |
| 岩手県 | 0.9% | 山梨県 | 0.5% | 山口県 | 1.4% |
| 宮城県 | 1.2% | 長野県 | 2.1% | 徳島県 | 0.8% |
| 秋田県 | 0.3% | 岐阜県 | 3.9% | 香川県 | 1.7% |
| 山形県 | 0.6% | 静岡県 | 4.0% | 愛媛県 | 1.8% |
| 福島県 | 1.2% | 愛知県 | 10.2% | 高知県 | 0.5% |
| 茨城県 | 4.4% | 三重県 | 3.0% | 福岡県 | 3.4% |
| 栃木県 | 2.0% | 滋賀県 | 1.5% | 佐賀県 | 0.8% |
| 群馬県 | 2.9% | 京都府 | 1.2% | 長崎県 | 0.8% |
| 埼玉県 | 4.7% | 大阪府 | 4.3% | 熊本県 | 2.1% |
| 千葉県 | 4.4% | 兵庫県 | 3.3% | 大分県 | 1.1% |
| 東京都 | 3.2% | 奈良県 | 0.7% | 宮崎県 | 0.9% |
| 神奈川県 | 3.2% | 和歌山県 | 0.3% | 鹿児島県 | 1.5% |
| 新潟県 | 1.1% | 鳥取県 | 0.5% | 沖縄県 | 0.7% |
| 富山県 | 1.8% | 島根県 | 0.6% | | |

6 都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-8）【表 1-2】

職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下の
ような結果となっている。

表 1-2 平成 30 年度 都道府県別職種別計画認定件数（構成比）

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1 農業関係 | 茨城県 18.9% | 熊本県 9.6% | 北海道 9.2% | 千葉県 6.4% | 長野県 5.2% |
| 2 漁業関係 | 広島県 28.4% | 北海道 13.4% | 岡山県 6.6% | 宮崎県 6.3% | 石川県 5.4% |
| 3 建設関係 | 東京都 10.0% | 埼玉県 10.0% | 愛知県 8.6% | 神奈川県 7.8% | 千葉県 6.8% |
| 4 食品製造関係 | 北海道 9.6% | 千葉県 6.4% | 愛知県 6.2% | 埼玉県 4.5% | 静岡県 4.5% |
| 5 繊維・衣服関係 | 岐阜県 12.2% | 岡山県 7.3% | 愛知県 6.5% | 愛媛県 5.5% | 福井県 5.1% |
| 6 機械・金属関係 | 愛知県 15.9% | 兵庫県 6.0% | 大阪府 5.9% | 静岡県 5.8% | 三重県 5.6% |
| 7 その他 | 愛知県 14.4% | 広島県 6.9% | 大阪府 5.2% | 岐阜県 4.8% | 静岡県 4.7% |
| 8 主務大臣が告示で定める職種 | 千葉県 55.6% | 東京都 22.2% | 大阪府 22.2% | — | — |
| 9 移行対象職種・作業以外の取扱職種 | 愛知県 8.3% | 長野県 7.4% | 群馬県 6.5% | 静岡県 6.0% | 神奈川県 5.5% |

7 都道府県別、国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-9）【表 1-3】

技能実習生の国籍・地域別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-3 平成30年度 都道府県別、国籍・地域別計画認定件数（構成比）

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| ベトナム | 愛知県 9.4% | 大阪府 5.2% | 埼玉県 4.9% | 広島県 4.5% | 千葉県 4.2% |
| 中国 | 愛知県 11.8% | 岐阜県 6.8% | 茨城県 5.4% | 千葉県 4.7% | 北海道 4.6% |
| フィリピン | 愛知県 10.9% | 広島県 6.8% | 静岡県 6.6% | 埼玉県 5.1% | 茨城県 4.4% |
| インドネシア | 愛知県 9.1% | 茨城県 8.7% | 静岡県 6.4% | 埼玉県 5.7% | 群馬県 4.2% |
| タイ | 愛知県 14.1% | 千葉県 8.5% | 茨城県 6.6% | 広島県 6.6% | 三重県 6.5% |
| ミャンマー | 愛知県 6.4% | 北海道 5.2% | 福岡県 5.1% | 埼玉県 4.6% | 大阪府 4.6% |
| カンボジア | 愛知県 9.6% | 茨城県 7.3% | 岐阜県 6.6% | 熊本県 4.6% | 岡山県 3.5% |
| モンゴル | 神奈川県 13.0% | 千葉県 12.1% | 埼玉県 11.2% | 愛知県 9.9% | 三重県 9.1% |
| その他 | 茨城県 15.2% | 愛知県 14.6% | 群馬県 6.8% | 埼玉県 6.4% | 香川県 6.1% |

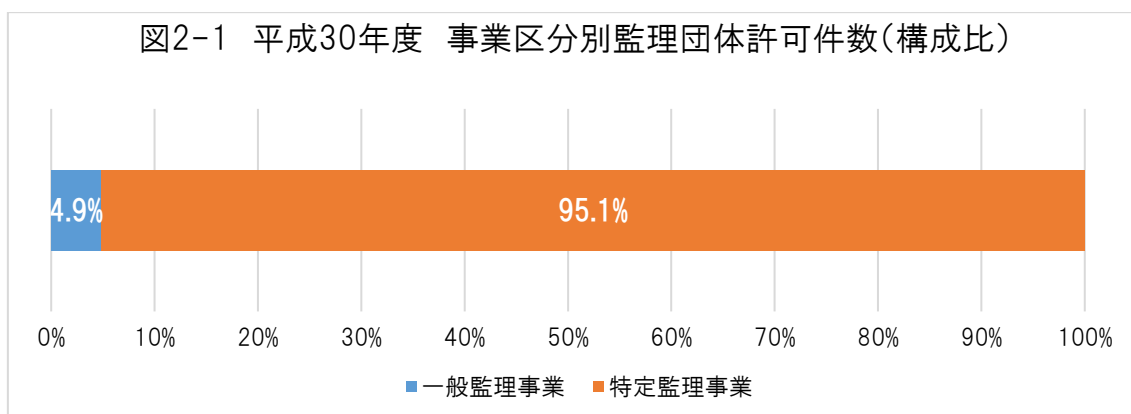
第2 監理団体の許可

1 事業区分別監理団体許可件数（2-1）【図 2-1】

平成 30 年度に許可を受けた監理団体は 486 件（2,034 件）で、事業区分別にみると、一般監理事業は 24 件（743 件）で 4.9%、特定監理事業は 462 件（1,291 件）で 95.1%となっている。

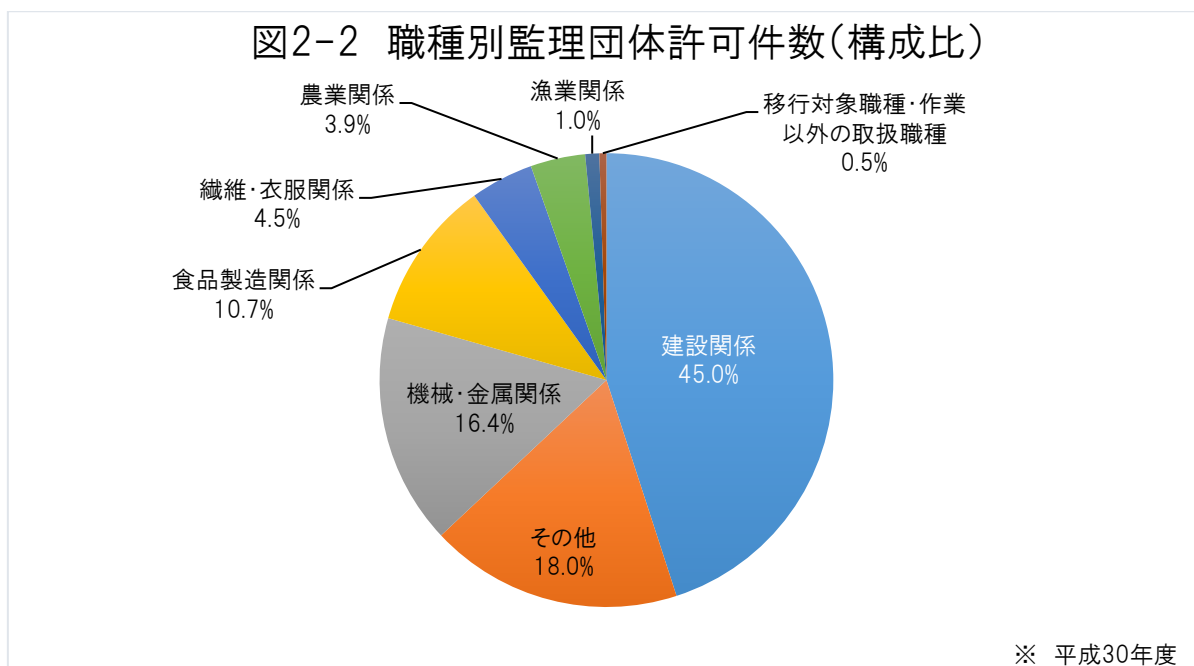
※ 監理団体の許可には、一般監理事業と特定監理事業の許可の 2 つの区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第 1 号団体監理型技能実習から第 3 号団体監理型技能実習までのすべての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第 1 号団体監理型技能実習及び第 2 号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができる。

（参考）令和元年 8 月末現在の許可を受けた監理団体数（廃止・取消しした監理団体を除く）は 2,654 件である。



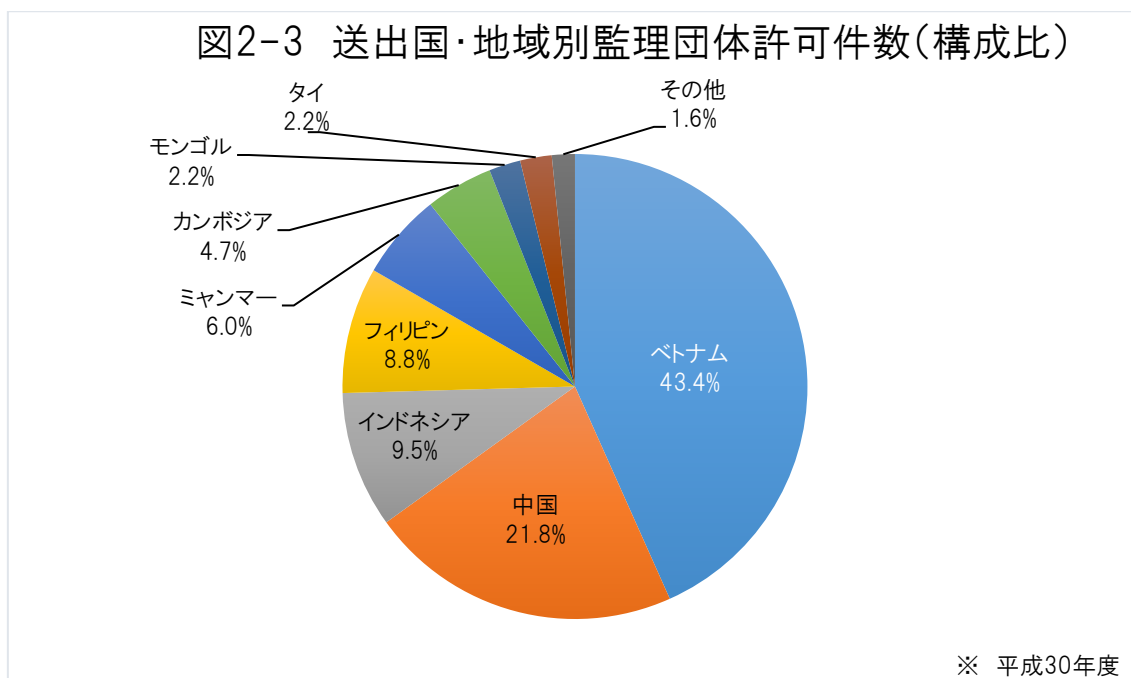
2 職種別監理団体許可件数（2-3）【図 2-2】

監理団体が許可を受ける際に申請する監理事業対象職種をみると、建設関係が 1,088 件（10,381 件）で 45.0%と最も多く、次いでその他が 436 件（7,064 件）で 18.0%、機械・金属関係が 397 件（7,324 件）で 16.4%となっている。



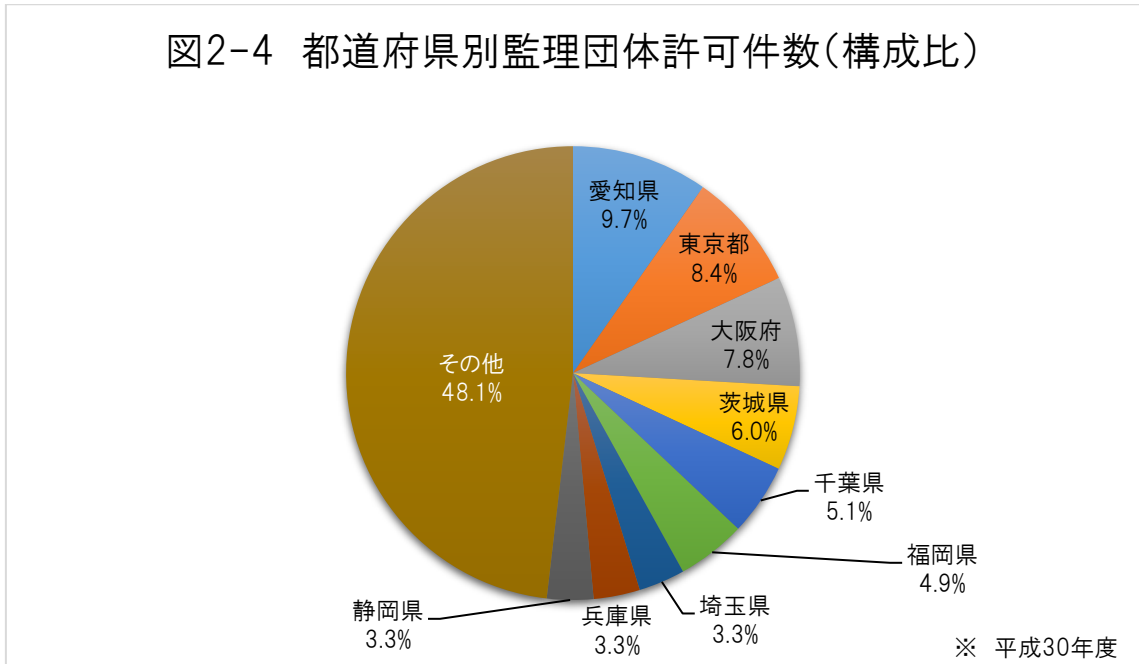
3 送出国・地域別監理団体許可件数（2-4）【図 2-3】

監理団体が許可を受ける際に申請する外国の送出国・地域別にみると、ベトナムの297件（1,473件）が43.4%と最も多く、次いで中国が149件（1,375件）で21.8%、インドネシアが65件（343件）で9.5%となっている。



4 都道府県別監理団体許可件数（2-5）【図 2-4】

監理団体許可件数を法人の所在地の都道府県別にみると、愛知県が 47 件（179 件）で 9.7%と最も多く、次いで東京都が 41 件（213 件）で 8.4%、大阪府が 38 件（99 件）で 7.8%となっている。

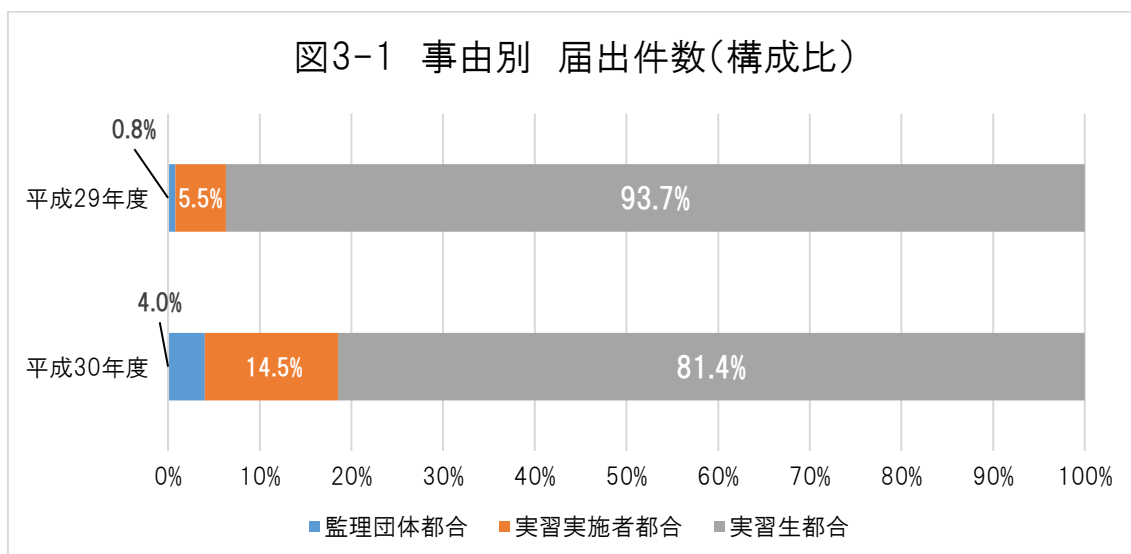


第3 技能実習実施困難時届出

1 事由別技能実習実施困難時届出件数(3-1)【図3-1】

平成30年度に、認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習を行うことができず、技能実習実施困難時届出があったのは22,664件(238件)である。

届出の事由別にみると、実習生都合81.4%、実習実施者都合14.5%、監理団体都合4.0%となっている。



第4 相談・援助

1 言語別、内容別母国語相談件数（4-1）【図4-1】～【図4-3】

平成30年度に母国語相談（技能実習生からの実習や生活上の相談を母国語で受け付けるもの）に寄せられた相談の件数は2,695件（854件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く1,537件（572件）で57.0%、次いで中国語の455件（214件）で16.9%となっている。

内容は、「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が541件（143件）、「管理に関すること」が445件（56件）となっている。

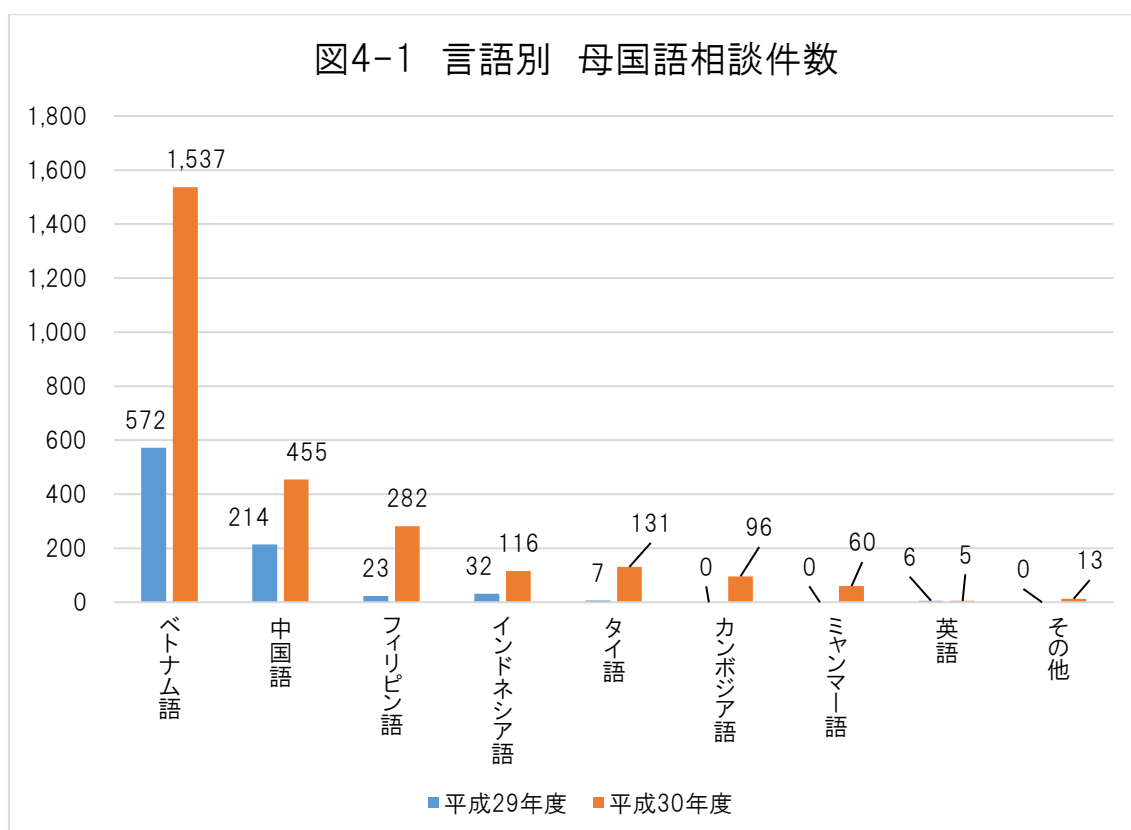
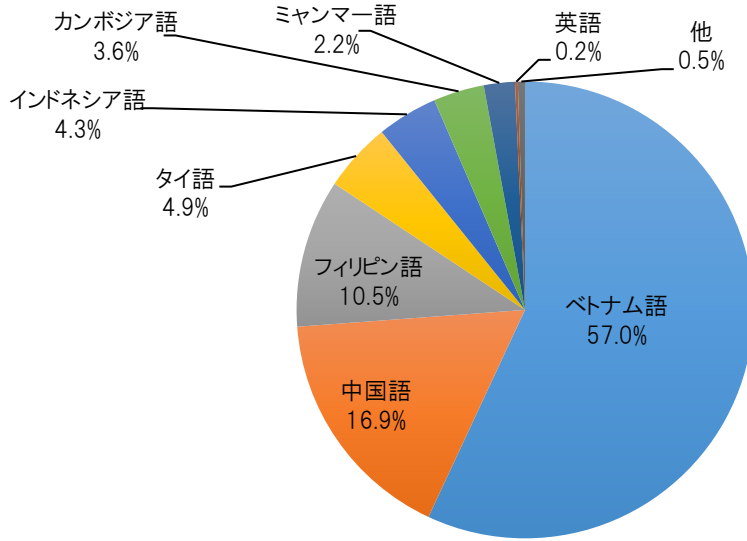
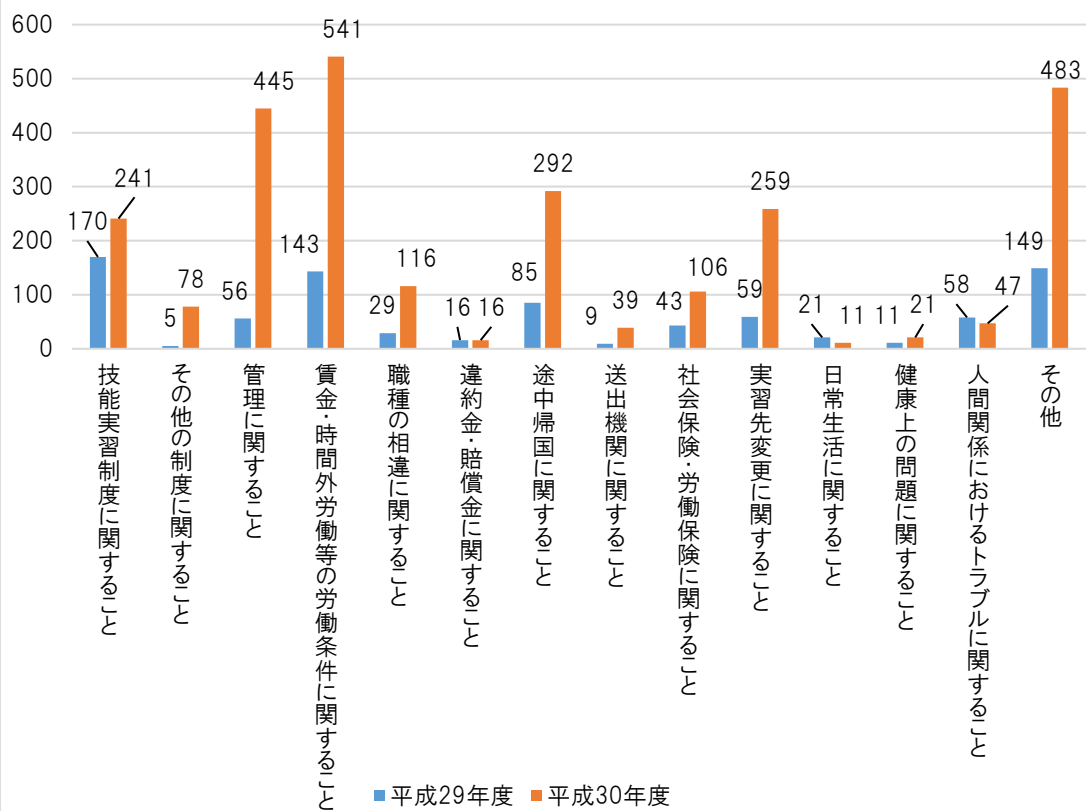


図4-2 言語別 母国語相談件数(構成比)



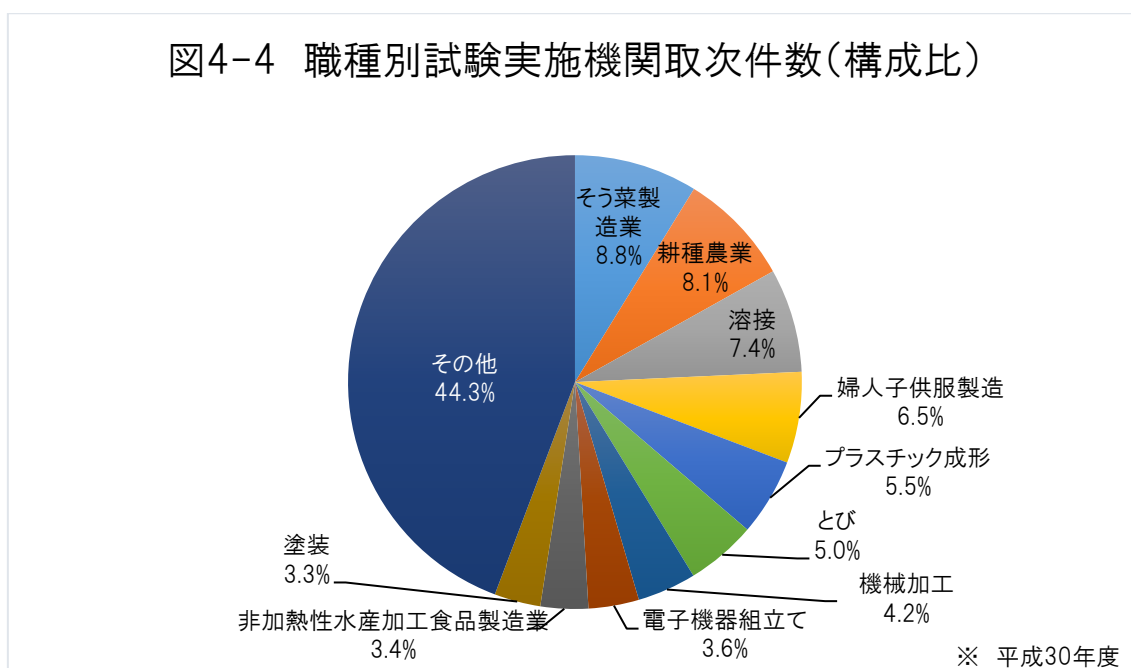
※ 平成30年度

図4-3 内容別 母国語相談件数



2 職種別受検手続支援件数（延べ人数）（4-3）【図 4-4】

技能実習生の受検手続支援（実習生が、技能検定等を適切に受検し、次の段階の技能実習に移行できるよう、試験機関等への申請の取次等を行うもの）について、職種別にみると、そう菜製造業が最も多く8.8%、次いで耕種農業が8.1%、溶接が7.4%となっている。



第5 国際関係 (5-1)

1 二国間取決め締結状況と送出機関の認定状況

技能実習生の送出しについては、送出国政府の推薦を受けた送出機関から受け入れることとされている。この点、送出国政府との間において二国間取決めがされている場合には、送出国政府が送出機関の認定を行っている。

同取決め締結国は平成 31 年 3 月末時点で 13 か国となっている。また、送出機関数については同時点で 957 機関となっている。

(参考) 同取決め締結国は令和元年 8 月末現在、14 か国、送出機関数は同時点で 1,232 機関である。

第6 実地検査 (6-1) (6-2) (6-3) 【図 6-1】～【図 6-2】

外国人技能実習機構が、平成 29 年 11 月から平成 31 年 3 月までの間に実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数は 10,375 である。

このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は 4,169 (違反割合 40.2%) であり、違反件数は 8,513 件である。

主な違反の内容は、

- ・ 実習実施者については、「帳簿書類の作成・備付けの不備」(1,904 件)、「宿泊施設等の不備」(764 件)
- ・ 監理団体については、「帳簿書類の作成・備付け、届出等が不適切」(2,115 件)、「監理団体の運営体制の不備」(1,107 件)

である。

※ 図 6-1～図 6-2 は平成 29 年度分と平成 30 年度分の合計である。

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による行政処分等(実習実施者については改善命令や計画認定取消、監理団体については改善命令や許可取消等)の対象となる。

実地検査を実施した実習実施者及び監理団体の数

| | |
|-------|--------|
| 実習実施者 | 7,891 |
| 監理団体 | 2,484 |
| 計 | 10,375 |

技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

| | |
|-------|--------------------|
| 実習実施者 | 2,752 (違反割合 34.9%) |
| 監理団体 | 1,417 (違反割合 57.0%) |
| 計 | 4,169 (違反割合 40.2%) |

実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数(違反条文数)

| | |
|-------|-------|
| 実習実施者 | 4,707 |
| 監理団体 | 3,806 |
| 計 | 8,513 |

(注) 一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

【参考：平成 30 年度末までに実施した行政処分等の状況】

- ◎実習実施者：認定計画取消し 8 者 151 件、改善命令 1 者 1 件
- ◎監理団体：許可取消し 1 団体、改善命令 0

図6-1 違反状況(実習実施者)

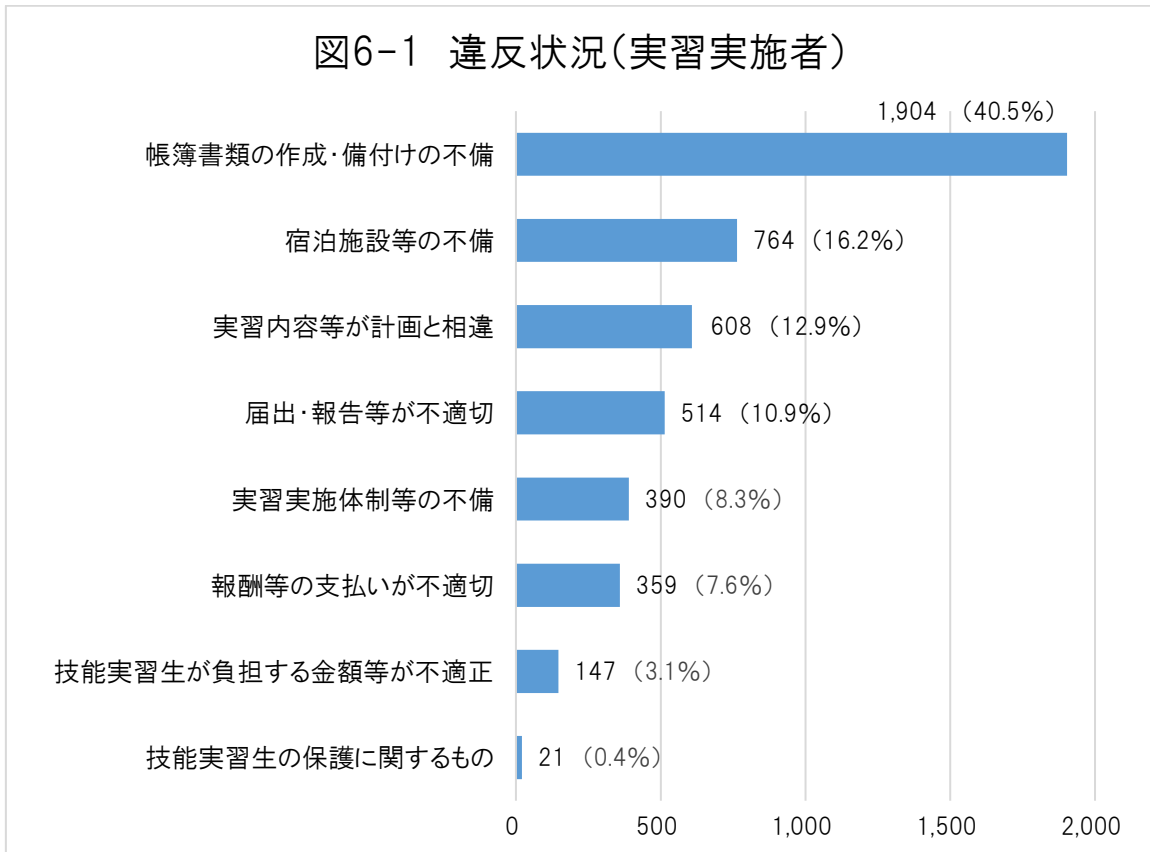
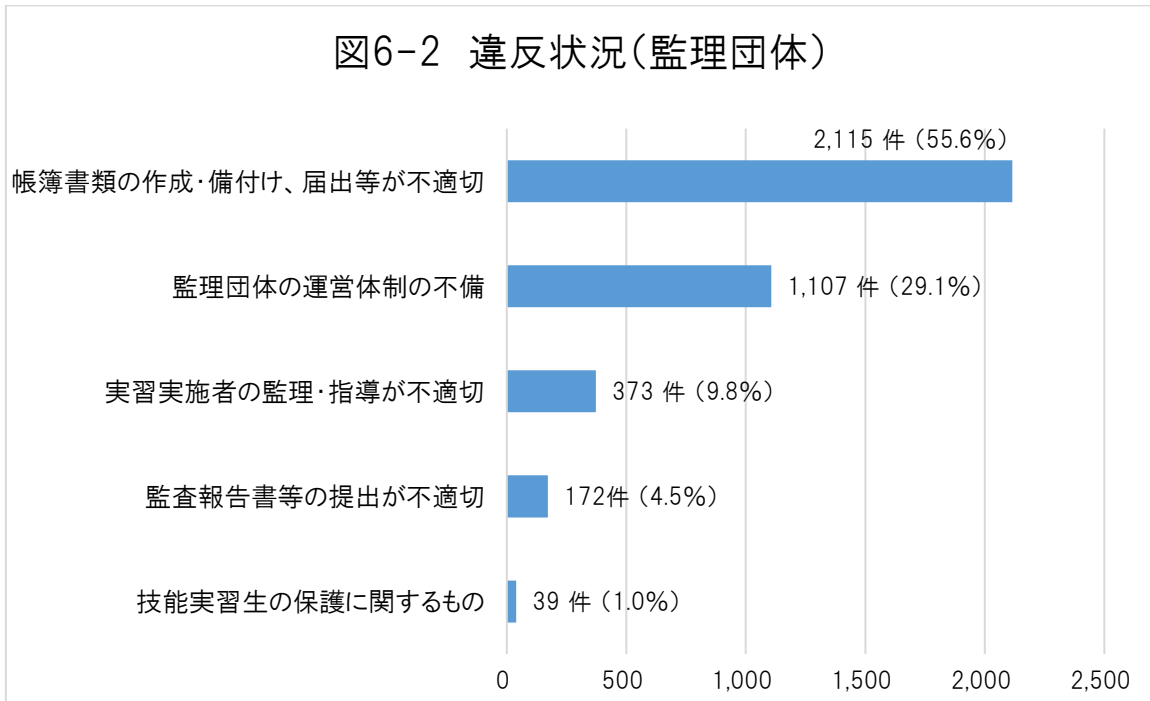


図6-2 違反状況(監理団体)



※ 図6-1、図6-2の()内は、違反件数全体に占める割合である。